

行政の窓

林業施設整備等利子助成事業について

◆令和8年度の林業施設整備等利子助成事業開始のお知らせ

令和8年度の林業施設整備等利子助成事業が始まりましたのでお知らせいたします。林業施設整備等利子助成事業は、皆様の「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」「施業集約化のために林地を取得したい。」「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」「資金繰りを円滑にして経営の維持安定を図りたい。」などの思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るため主に日本政策金融公庫から借り入れた資金について、利息支払いの負担を軽減する制度です。

▽令和8年度版リーフレット



・林業施設整備等利子助成事業のリーフレット(PDF)

対象者、対象となる資金・助成期間・助成率等の詳細については、リーフレット及び下記の表をご覧ください。

(https://www.zenmokukyo.jp/jigyoushishetsuseibi_josei/r08_leaflet.pdf?t=1)



リーフレットはコチラから

◆対象者、対象となる資金・助成期間・助成率等

対象者	森林経営管理法の規定により公表されている民間事業者（公表事業者）				林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の認定を受けた林業者等	自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等			社会的又は経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等		ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者
対象資金	農林漁業施設資金	林業経営育成資金	林業構造改善事業推進資金	相続等に必要資金	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金	原油価格・物価高騰等対策借換資金
助成期間	最長５年間				最長５年間	最長１０年間			最長１０年間		最長５年間
助成率	最大２％										

◆申請手続きについて

申請書の様式は、全国木材協同組合連合会のホームページ【お知らせ】の「令和8年度林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。事業内容についての詳細は、北海道木材産業協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

(https://www.zenmokukyo.jp/jigyoushishetsuseibi_josei/r08_josei.html)



申請手続きはコチラから

問合せ先

―― 利子助成事業関係に関するお問い合わせ

◎北海道木材産業協同組合連合会

TEL:011-251-0683

―― 融資関係に関するお問い合わせ

◎日本政策金融公庫

・札幌支店（帯広支店及び北見支店の業務区域を除く全域）

TEL:011-251-1261

・帯広支店（十勝・釧路・根室）

TEL:0155-27-4011

・北見支店（オホーツク）

TEL:0157-61-8212

（水産林務部林務局林業木材課木材産業係（林業金融））